

鹿屋市行政組織規則の一部を改正する規則

鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「

政策推進課	
-------	--

」を「

政策推進課	産業立地推進室
-------	---------

」に改め、同表市民生活部の部

市民課の項中「男女共同参画推進室」を「人権・男女共同参画推進係」に、市民ス

ポーツ課の項中「国体推進室」を削り、同表中「

子育て支援課	管理係
	子育て庭係

」

「

保育幼稚園係
支援係 児童家
家庭相談係

」を「

子育て支援課	管理係 保育幼稚園係
	施設給付係 児童家庭係
こども家庭課	家庭相談係 母子支援係

」

に改め、同表保健福祉部の部健康保険課の項中「健康長寿推進室」を「保険給付係」

に改め、同部健康増進課の項中「新型コロナワクチン接種対策室」を削り、同表中

「

産業振興課	企業支援・工業団地整備係 かのや食・農商社推進室
農政課	農業振興係 生産流通係 担い手育成係

」を「

農政課

」

「

農業振興係 生産振興係 担い手育成係 かのや食・農商社推進室

」に改め、農林商工部の部ふるさとPR課の

項中「ふるさとセールス係」の次に「霧島ヶ丘公園管理事務所」を加え、同条第2項の表中「産業振興課」を「農政課」に改める。

第6条の表中「市長公室 地域活力推進課」を「市長公室 政策推進課」に改め、

「、吾平地区生活改善センター」を削り、

仮屋ふれあいセンター
特用林産物出荷加工センター
産業支援センター
牧場
畜産環境センター
エコフィードセンター
勤労者交流センター
交流センター「湯遊ランドあいら」
消費生活センター

農林商工部 林務水産課
農林商工部 産業振興課
農林商工部 畜産課
農林商工部 商工振興課

を	仮屋ふれあいセンター	農林商
	特用林産物出荷加工センター	
	牧場	農林商
	畜産環境センター	
	エコフィードセンター	
	勤労者交流センター	農林商
	交流センター「湯遊ランドあいら」	
	産業支援センター	
	消費生活センター	

工部 林務水産課
工部 畜産課
工部 商工振興課

に	市成出張所	輝北総合支所
	輝北ごみ処分場	

住民サービス課	を	「	
		市成出張所	輝北総合支所 住民サ
		輝北ふれあいセンター	
		輝北地区公民館	

サービス課	に改める。
-------	-------

第6条の表中所・場の部霧島ヶ丘公園管理事務所の款第4欄中「主査」を「主幹又は主査」に改める。

第11条第1項の表中	総合支所長	1 総合支所長は、上司の命を受け、所管する総合支所区域内に係る所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 2 総合支所長は、市政の基本方針に基づき総合支所の事務の基本方針を定め、その周知を図るとともに総合支所内の統制及び調整を行う。 3 総合支所長は、本庁の部等及び関連する機関との協調を図る。 4 総合支所長は、総合支所の事務について、随時上司に報告する。
	監	監は、上司の命を受け、部内の特に重要な事項を処理する。

を	「 <table><tr><td>監</td><td>監は、上司の命を受け、部内の特に重要な事項を 処理する。</td></tr></table>	監	監は、上司の命を受け、部内の特に重要な事項を 処理する。	に
監	監は、上司の命を受け、部内の特に重要な事項を 処理する。			

監	監は、部内の特命に関する事項を処理する。	を
---	----------------------	---

総合支所長	1 総合支所長は、上司の命を受け、所管する総合支所区域内に係る所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 2 総合支所長は、市政の基本方針に基づき総合支所の事務の基本方針を定め、その周知を図るとともに総合支所内の統制及び調整を行う。 3 総合支所長は、本庁の部等及び関連する機関との協調を図る。 4 総合支所長は、総合支所の事務について、随時上司に報告する。
監	監は、部内の特命に関する事項を処理する。

に改め、同条第2項

の表中健康づくり・高齢者支援対策監の項中「健康長寿推進室」を削る。

別表第1 市長公室の部政策推進課（部主管課）の款中第27号を第30号とし、第18号から第28号までを3号ずつ繰り下げ第17号の次に次の3号を加える。

- 18 国際交流施策の企画立案及び連絡調整の推進に関すること。
- 19 アジア・太平洋農村研修村民族館に関すること。
- 20 鹿屋市国際交流協会に関すること。

別表第1 市長公室の部政策推進課（部主管課）の款に次の1項を加える。

産業立地推進室	1 企業立地に関すること。 2 工業立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。 3 立地企業の支援に関すること。
---------	---

別表第1 市長公室の部地域活力推進課の款中第12号から第14号を削り、第15号を第12号とし、第16号から第25号までを3号ずつ繰り上げる。

別表第1 総務部の部デジタル推進課の款情報化推進係の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

別表第1 市民生活部の部市民課の款戸籍係の項中第4号を削り、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同款男女共同参画推進室の項を次のように改める。

人権・男女共同参画推進係	1 人権擁護に関すること。 2 男女共同参画社会政策の推進に係る総合的な企画立案及び連絡調整に関すること。 3 男女共同参画審議会に関すること。
--------------	--

別表第1 市民生活部の部市民スポーツ課の款国体推進室の項を削る。

別表第1 保健福祉部の部福祉政策課（部主管課）の款管理係の項中第17号を第19号とし、第16号の次に次の2号を加える。

17 重層的支援体制整備事業に関すること。

18 支援会議（社会福祉法106条の6）に関すること。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援課の款管理係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第4号とし、第7号を第6号とし、第8号及び第9号を削り、第10号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

7 わくわくキッズまつりに関すること。

8 少子化対策の連絡調整に関すること。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援課の款保育幼稚園係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

3 こども計画に関すること。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援課の款保育幼稚園係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とする。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援課の款子育て支援係の項を次のように改める。

施設給付係	1 子ども・子育て支援事業に関すること。 2 施設型給付費、地域型保育給付費及び施設等利用費に関すること。 3 教育・保育関係団体との連絡調整に関すること。 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関すること。 5 家庭的保育事業所等の施設監査に関すること。 6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確
-------	--

	認監査に関すること。
	7 家庭的保育事業等の認可等に関すること。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援の款児童家庭系の項に次の1号を加える。

5 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援課の款家庭相談系の項を削る。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援課の款の次に次の1款を加える。

こども家庭課	家庭相談係	1 こども家庭センターに関すること。 2 福祉事務所長への委任事務に係る助産の実施、母子保護の実施、費用の徴収に関すること。 3 家庭児童相談に関すること。 4 婦人保護事業に関すること。 5 児童虐待防止に関すること。 6 子どもの貧困対策の総括に関すること。 7 課内の庶務に関すること。
	母子支援係	1 こども家庭センターに関すること。 2 妊娠・出産・子育ての相談・指導に関すること。 3 妊娠・出産・子育てに係る地域モニタリング・連携に関すること。 4 ハイリスク妊産婦乳幼児（訪問等）に関すること。 5 母子手帳の発行に関すること。 6 伴走型相談支援に関すること。 7 未熟児養育医療給付に関すること。 8 産後ケアに関すること。 9 初回産科受診料支援に関すること。

別表第1 保健福祉部の部健康保険課の款国民健康保険系の項中第1号を削り、同項第2号中「及び国民健康保険高額療養資金貸付基金」を削り、同項第2号を第1号とし、同款国民健康保険系の項中第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削る。

別表第1 保健福祉部の部健康保険課の款高齢者医療系の項に次の1号を加える。

12 課内の庶務に関すること。

別表第1保健福祉部の部健康保険課の款健康長寿推進室の項中「健康長寿推進室」を「保険給付係」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を削り、第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- 1 国民健康保険の給付に関すること。
- 2 国民健康保険高額療養資金貸付基金に関すること。

別表第1保健福祉部の部健康増進課の款健康管理係の項中第16号を第18号とし、第15号の次に次の2号を加える。

- 16 予防接種に関すること。
- 17 新型コロナワクチンに関すること。

別表第1保健福祉部の部健康増進課の款健康増進係の項第3号中「精神保健」の次に「・自殺対策」を加え、同項に次の2号を加える。

- 7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。
- 8 慢性腎臓病（CKD）予防ネットワークの推進に関すること。

別表第1保健福祉部の部健康増進課の款母子保健係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、同項に次の3号を加える。

- 2 妊産婦乳幼児健診・教室等に関すること。
- 3 不妊治療に関すること。
- 4 妊産婦健康診査の償還払いに関すること。

別表第1保健福祉部の部健康増進課の款新型コロナワクチン接種対策室の項を削る。

別表第1農林商工部の部産業振興課（部主管課）の款を削る。

別表第1農林商工部の部農政課の款中「農政課」を「農政課（部主管課）」に改め、同款農業振興係の項中第10号を第12号とし、第1号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号とし次の2号を加える。

- 1 部の所管業務の総合調整及び進行管理に関すること。
- 2 部内及び総合支所の連絡調整に関すること。

別表第1農林商工部の部農政課の款生産流通係の項中「生産流通係」を「生産振興係」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同款に次の1項を加える。

かのや食・農商社 推進室	1 産業振興政策の総合的な企画及び調整に関するこ と。 2 かのや食・農商社の総合企画及び調整に関するこ と。 3 販路開拓の支援に関すること。 4 農産物の流通に関すること。 5 新商品開発及び品質向上の支援に関すること。 6 農商工連携及び6次産業化の推進に関すること。 7 大隅加工技術研究センターとの連携に関すること。
-----------------	---

別表第1 農林商工部の部商工振興課の款雇用推進係の項中第5号を第9号とし、第2号から第4号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

- 2 雇用情勢の調査及び資料収集に関すること。
- 3 地元就職の促進に関すること。
- 4 鹿児島労働局及び鹿屋公共職業安定所との連携に関すること。
- 5 計量器に関すること。

別表第1 農林商工部の部商工振興課の款商工振興係の項中第11号を第16号とし、第10号を第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 14 産業支援センターに関すること。

別表第1 農林商工部の部商工振興課の款商工振興係の項中第9号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 12 情報プラザに関すること。

別表第1 農林商工部の部商工振興課の款商工振興係の項中第8号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 10 街のにぎわいづくり協議会に関すること。

別表第1 農林商工部の部商工振興課の款商工振興係の項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- 6 創業支援、事業拡大支援及び経営支援に関すること。
- 7 かごしま産業支援センターとの連携に関すること。

別表第1 農林商工部の部ふるさとPR課の款に次の1項を加える。

霧島ヶ丘公園管理 事務所	1 霧島ヶ丘公園の維持管理に関する事 2 霧島ヶ丘公園の利活用に関する事 3 ばらを活かしたまちづくりに関する 4 ばら祭りに関する事 5 ばらを活かしたまちづくり計画推進 委員会に関する事 6 かのやばら祭り実行委員会に関 する事
-----------------	---

別表第1 建設部の部都市政策課（部主管課）の款中霧島ヶ丘公園管理事務所の項を削る。

別表第2 住民サービス課（総合支所主管課）の項第54号を次のように改める。

54 輝北地区公民館に関する事（輝北総合支所に限る。）。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（鹿屋市職員労働安全衛生規則の一部改正）

2 鹿屋市職員労働安全衛生規則（平成18年鹿屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表中産業振興課の項を次のように改める。

農政課	農政課長
-----	------

（鹿屋市福祉事務所規則の一部改正）

3 鹿屋市福祉事務所規則（平成18年鹿屋市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「子育て支援課」の次に「、こども家庭課」を、「子育て支援課長」の次に「、こども家庭課長」を加える。